

# 「その他税制」詳細

1. 付加価値税 (VAT)
2. 百分率税
3. 物品税
4. 印紙税
5. 付加給付税
6. 地方税
7. 個人所得税
8. 不当留保金課税
9. 会計制度
10. 電子申告制度
11. 新様式税務申告書
12. 政府発行債務証券の利息は課税対象
13. コンドミニアム管理費等はVAT、法人税課税対象
14. 移転価格ガイドラインの発行
15. 非上場株式構成価値算出方法の変更
16. 歳入庁による会計帳簿10年間の保持規則

## 1. 付加価値税 (VAT)

取引または事業の過程で、物品または財産の販売、交換、リースおよびサービスの提供を行う者は、その総販売価額または総受領額に対して12%の税率でVATが課せられる。物品の輸入も、取引または事業の過程で行われたかどうかにかかわらず、VATを適用される。農作物・海産物、専門家による医療サービス等については免税措置がとられている。税制改革法 (TRAIN、共和国法10963号) の制定により、課税対象取引の一部が変

最終更新日：2019年1月28日

更されており、歳入規則（Revenue Regulations (RR)）の改定がなされた（RR No.13-2018、2018年3月15日公布、No.19-2018、2018年8月9日公布）。

VATは、一種の間接税であり、その金額は、物品/サービスの買い手または物品/財産の譲受人/賃借人に転嫁することができる。VATを適用される物品および財産は、不動産、知的財産権、ラジオ、テレビ、衛星など金銭評価が可能な有形・無形の対象または財産を含む。

VATの計算上、ほかの事業者から転嫁される VATは、賃貸人、売り手または輸入者として支払うべきVATと相殺することができる。VATは輸出取引など一定の取引に関しては適用を除外される。

その他、関連法令は下記のとおり。

- (1) 税関覚書回状 (Custom Agreement Circular: CAC) 第31-2010号 (2010年8月16日発効) : BOC認可輸入企業に対して直近3年間の法人税申告書およびVAT申告書の税関認可登録部 (ICARE) への原本提出が求められた。期限は2010年9月8日。上述の提出をしなかったBOC認可輸入企業は、輸入認可の差止または剥奪の対象となる。
- (2) 歳入規則第18-2011号 (RR No.18-2011、2011年9月12日公布) : 内国歳入庁 (BIR) は税法により売上請求書 (Sales invoice) または領収書 (Official receipt) を発行することが義務付けられている全ての付加価値税 (VAT) 登録納税者に対し、VATは個別項目 (separate item) として請求することが求められていることを、改めて呼びかけた。税法第237項 (Tax Code Sec.237) で、企業は25ペソ以上の商品の販売またはサービスの提供時には、売上請求書が発行することが義務付けられていたが、税制改革法 (TRAIN、共和国法10963号) により100ペソ以上に改正された。その際、VATを個別項目 (separate item) として記載して請求することが、税法第113項 (Tax Code Sec.113) (B)(2)(a)により規定されている。この定めに従わない場合は、税法第264項 (Tax Code Sec.264) により、1,000ペソから50,000ペソの罰金または2年から4年の禁固刑が科せられる。規則遵守の徹底を促し、VATの徴税をさらに強化することが目的。
- (3) 歳入規則第1-2012号 (RR No.1-2012、2011年12月14日公布) : 四半期集計表 (Summary list) の提出が全てのVAT対象者に拡大された。本規則以前は、250万ペソの売上および100万ペソ以上の買付を行った企業のみが対象であった。
- (4) 歳入規則第16-2011号 (RR No.16-2011、2011年10月27日公布、2012年1月1日施行) : 土地および居住用の建物についての非課税金額が変更された。居住用の土地のみを売却する場合、土地の対価が1,919,500ペソ以下のときには課税の対象とならない。他方、建物と土地の両方が取引の対象となる場合、または、その他の Condominium 等の居住用建物が取引の対象となる場合には、対価が3,199,200ペソ以下のときには課税の対象とならない。なお、歳入規則第13-2012号 (RR No.13-2012、2012年10月12日公布) により、Condominiumの駐車場については別個の取引とされ、非課税となる取引とは認められないことが明示された。
- (5) 個別裁定 (BIR Ruling) 第123-2013号 (2013年3月25日発行) : Input VATの費用化 (Expense out) は認められないという見解が示された。通常、物品及びサービスの購入により累積したInput VATは、Output VATと相殺処理を行う。しかし、十分なOutput

最終更新日：2019年1月28日

VATが発生しない納税者の場合、相殺することができなかったInput VATが残る場合がある。こうした場合、Input VATが発生した四半期の最終日から2年以内であればVAT還付を申請することができる。2年を過ぎて、還付請求が出来ない場合、または還付請求が却下された場合、Input VATを法人税の課税ベースを算出する際の費用として用いることができるという個別裁定が以前BIRから発行されており、これに従って費用化する企業が多数あった。

しかし、今回の個別裁定でBIRは2年以内、以降にかかわらずInput VATの費用化は認められないという見解を示した。もともと、税法上はInput VATの費用化は認められていないため、以前の個別裁定での見解を撤回し、税法による原則に回帰するとのこと。

- (6) 行政命令 (Executive Order) 第68-A号(s. 2014) (2014年1月13日公布) : 未処理の付加価値税税額控除証明書 (Value-Added Tax Tax Credit Certificates: VAT TCCs) の現金化プログラムを設立する大統領令第68号 (s.2012)を改正する令。大統領令第68号では、資格のあるVAT登録者に対し、未処理のVAT TCCsの額に相当する現金を受け取るメカニズムを提供するVAT TCCsの現金化プログラムが設立された。大統領令第68-A号では、このプログラムを2016年6月30日までに完全施行するとした。このプログラムは、2012年12月31日時点でのすべての未処理のVAT TCCsと未処理の控除額の全額を対象とする。従って、VAT TCCsは、BIRまたは税関 (Bureau of Customs: BOC) 単独で、もしくは当局間を超えたワンストップショップである税控除・関税払戻しセンターから共同で発行されるものとされた。

BIRとBOCは、納税者が、VAT TCCsの現金化プログラムの対象とはならないが現金交換のメカニズムにより支払われるべきだと申請した場合を除き、上述の期間後はVATの還付を行わない。

- (7) 税制改革法 (TRAIN、共和国法10963号) において、PEZA地域内の登録事業者に対する商品の販売及びサービスの提供について、VATを免除するとの規定が定められたが、大統領が拒否権を行使したため、当該改正は有効にはなっていない。
- (8) 非課税取引等にかかわるVATの還付について、従前は、領収書、インボイスその他の文書を提出してから120日以内に還付が承認されるとされていたが、税制改革法 (TRAIN、共和国法10963号) により、90日以内に還付が承認されるよう短縮された。

## 2. 百分率税

銀行、ノンバンクなどの金融仲介業者、保険会社、通信会社、娯楽業者などはVATの代わりに、業種ごとに定められる百分率税 (売上税の一種) を適用される。

## 3. 物品税

VATに加えて、国内での販売または消費などのための特定の輸入品または国産品に対して物品税 (物品の重量、数量などの物理的測定単位に基づく従量税、または、物品の売価などの明示された価額に基づく従価税) が課せられる。具体的には、以下に対して物品税が適用される。すなわち、蒸留酒、ぶどう酒、発酵酒、タバコ製品、葉巻、紙巻

最終更新日：2019年1月28日

きたバコ、自動車、奢侈品（宝石、香水、化粧水など）、ヨットなどの娯楽・スポーツ用船舶など。

税制改革法（TRAIN、共和国法10963号）により、甘味飲料についての物品税が導入されたほか、タバコ、燃料、自動車、鉱物等の税率が変更されている。各物品の変更後の税率は以下のとおり。

#### タバコに対する物品税（1パック当たり）

|         | 2018年1月1日から同年6月30日まで | 2018年7月1日から2019年12月31日まで | 2020年1月1日から2021年12月31日まで | 2022年1月1日から2023年12月31日まで |
|---------|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 手巻きタバコ  | 32.50ペソ              | 35.00ペソ                  | 37.50ペソ                  | 40.00ペソ                  |
| 機械巻きタバコ | 32.50ペソ              | 35.00ペソ                  | 37.50ペソ                  | 40.00ペソ                  |

登録されたタバコは1パック20本、それ以外のタバコは1パック20本以下とされている。

2024年1月1日以降は、財務長官の発する規則により、毎年1月1日に4%ずつ増税するとされている。

#### 燃料に対する物品税（1リットル当たり）

|      | 2018年  | 2019年  | 2020年   |
|------|--------|--------|---------|
| 軽油   | 2.50ペソ | 4.50ペソ | 6.00ペソ  |
| ガソリン | 7.00ペソ | 9.00ペソ | 10.00ペソ |

#### 自動車に対する物品税

| 製造業者又は輸入業者の販売価格           | 税率  |
|---------------------------|-----|
| 600,000ペソ以下               | 4%  |
| 600,000ペソ超1,000,000ペソ以下   | 10% |
| 1,000,000ペソ超4,000,000ペソ以下 | 20% |

最終更新日：2019年1月28日

|              |     |
|--------------|-----|
| 4,000,000ペソ超 | 50% |
|--------------|-----|

ただし、ハイブリッドカーに対しては、税額は上記の50%のみが課され、純然たる電気自動車に対しては、上記物品税は免除される。

### 鉱物に対する物品税

- (1) 国内で産出し又は輸入された石炭及びコークス

2018年 50.00ペソ/トン

2019年 100.00ペソ/トン

2020年以降 150.00ペソ/トン

- (2) 非金属鉱物及び採石資源

国内産出の場合、実際の市場価格の4%。輸入品の場合、税関が関税等の決定に使用した価格の4%。

- (3) 金属鉱物

国内産出の場合、実際の市場価格の4%。輸入品の場合、税関が関税等の決定に使用した価格の4%

- (4) 国産の石油 最初に課税される売買等における公正な国際市場価格の6%

### 甘味飲料に対する物品税

|   |               |
|---|---------------|
| カロリー甘味料のみを使用、ノンカロリー甘味料のみを使用、または、上記を混合した甘味料を使用している甘味飲料         | 6.00ペソ/1リットル  |
| 高果糖コーンシロップのみを使用、高果糖コーンシロップとカロリー甘味料やノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している甘味飲料 | 12.00ペソ/1リットル |

シヨ糖等の糖類又は人工甘味料を使用した甘味飲料で、FDAの基準に従ってパッケージされて印の付されたものが対象となる。ただし、ミルク製品、100%のフルーツジュース、野菜ジュース、グラウンドコーヒー、インスタントコーヒー等は課税の対象外となる。

最終更新日：2019年1月28日

国産製品に関して支払われた物品税は、輸出されてフィリピンに戻らない場合（元の状態のまま輸出されるか、何らかの製造品または生産物の材料または部分として輸出されるかを問わない）、実際の輸出を証明する書類および外貨代金の受領書の提出により還付される。

その他、関連法令は下記のとおり。

- 共和国法第10351号「Sin tax law（悪行税）」（2013年1月発効）により、酒税、タバコ税が引き上げられた。それぞれ、今後毎年の増税が「Sin tax law」に盛り込まれている。歳入規則第9-2015号（RR No.9-2015、2015年9月2日公布）により、輸入品および国内製造のタバコについて、印紙の貼付が義務づけられた。

#### 4. 印紙税

商業取引を裏付ける契約書・証書などには、印紙税が課せられる（貸付契約書、社債、債務証書、株券、利益証明書、財産権利書、銀行小切手、手形、預金証書、為替手形、信用状、保険証書、年金証書、損害賠償契約書、倉庫証券、船荷証券、代理権行使書、委任状、不動産賃貸借契約書、抵当権証書、不動産売却証書、用船契約書など）。税制改革法（TRAIN、共和国法10963号）によって税率が変更されており、主なものとして以下のものがある。

| 対象文書               | 税率  |
|--------------------|---|
| 発行株式               | 株式の額面価格200ペソに対して2.00ペソ。額面価格がない場合には、発行時の対価の額に基づく。  |
| 株式譲渡契約書            | 株式の額面価格200ペソに対して1.50ペソ。額面価格がない場合は、当該株式の発行時の印紙税の50%。   |
| 配当証明書              | 額面200ペソに対して1.00ペソ   |
| 無利子の銀行小切手、手形、預金証明書 | 3ペソ   |
| 債務証書               | 発行額200ペソに対して1.50ペソ。債権証書の期間が1年以内の場合には日割りとする。   |
| 為替手形               | 額面200ペソに対して0.60ペソ   |
| 生命保険の証書            | 保険額が100,000ペソ以下 免除<br>保険額が100,000ペソ超300,000ペソ以下 20.00ペソ<br>保険額が300,000ペソ超500,000ペソ以下 50.00ペソ<br>保険額が500,000ペソ超750,000ペソ以下 100.00ペソ<br>保険額が750,000ペソ超1,000,000ペソ以下 150.00ペソ<br>保険額が1,000,000ペソ超 200.00ペソ |
| 終身年金               | 200ペソに対して1.00ペソ   |
| 税関職員、公証人等の発行する証明書  | 30.00ペソ   |
| 倉荷証券               | 30.00ペソ   |

最終更新日：2019年1月28日

|              |   |
|--------------|---|
| 船荷証券         | 商品が100ペソ超1,000ペソ以下 2.00ペソ<br>商品が1,000ペソ以上 20.00ペソ   |
| 会社の議決権行使の委任状 | 30.00ペソ   |
| 委任状          | 10.00ペソ   |
| 不動産の賃貸借契約    | 年額2,000ペソまで6.00ペソ<br>年額2,000ペソ超について、1,000ペソごとに2.00ペソ  |
| 担保権          | 担保額が5,000ペソ以下 40.00ペソ<br>5,000ペソ超について、5,000ペソごとに20.00ペソ   |
| 不動産の売買証書     | 対価が1,000ペソ以下 15.00ペソ<br>1,000ペソ超について、1,000ペソごとに15.00ペソ  |
| 傭船契約         | 1,000トン以下の場合<br>契約期間が6ヶ月以下 1,000ペソ<br>6ヶ月超について、1ヶ月ごとに100ペソ<br>1,000トン超10,000トン以下の場合<br>契約期間が6ヶ月以下 2,000ペソ<br>6ヶ月超について、1ヶ月ごとに200ペソ<br>10,000トン超の場合<br>契約期間が6ヶ月以下 3,000ペソ<br>6ヶ月超について、1ヶ月ごとに300ペソ |

## 5. 付加給付税

基本給の他に、雇用者から従業員（平社員を除く）に付与する物品、役務、金銭等価物による手当を付加給付といい、付加給付の金銭等価額を65%でグロスアップ（割戻し）したものに付加給付税が課される。税制改革法（TRAIN、共和国法10963号）により、2018年1月1日以降、適用される税率は32%から35%に引き上げられた。

## 6. 地方税

州、市、自治体、バランガイなどの地方政府は、1991年地方政府法に従って地方免許料および事業税を徴収している。さらに、土地、建物およびその改善物に適用される不動産税が、不動産の評価額に対して課される。

## 7. 個人所得税

居住国民の全世界所得、非居住国民・居住外国人のフィリピン源泉所得、非居住外国人でフィリピン滞在日数が年間180日を超える場合のフィリピン源泉所得は、課税所得が250,000ペソを超える場合には、累進税率20～35%で課税される。税制改革法（TRAIN、共和国法10963号）により、2018年1月1日以降に適用される税率が、以下のように変更され、基礎控除額が250,000ペソに引き上げられた。

最終更新日：2019年1月28日

2018年1月1日から2022年12月31日まで

| 課税所得区分                     | 税額                                   |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 250,000ペソ以下                | 0                                    |
| 250,000ペソ超 400,000ペソ以下     | 250,000ペソを越える部分に対して20%               |
| 400,000ペソ超 800,000ペソ以下     | 30,000ペソ+400,000ペソを越える部分に対して25%      |
| 800,000ペソ超 2,000,000ペソ以下   | 130,000ペソ+800,000ペソを越える部分に対して30%     |
| 2,000,000ペソ超 8,000,000ペソ以下 | 490,000ペソ+2,000,000ペソを越える部分に対して32%   |
| 8,000,000ペソ超               | 2,410,000ペソ+8,000,000ペソを越える部分に対して35% |

2023年1月1日以降

| 課税所得区分                     | 税額                                   |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 250,000ペソ以下                | 0                                    |
| 250,000ペソ超 400,000ペソ以下     | 250,000ペソを越える部分に対して15%               |
| 400,000ペソ超 800,000ペソ以下     | 22,500ペソ+400,000ペソを越える部分に対して20%      |
| 800,000ペソ超 2,000,000ペソ以下   | 102,500ペソ+800,000ペソを越える部分に対して25%     |
| 2,000,000ペソ超 8,000,000ペソ以下 | 402,500ペソ+2,000,000ペソを越える部分に対して30%   |
| 8,000,000ペソ超               | 2,202,500ペソ+8,000,000ペソを越える部分に対して35% |

非居住外国人でフィリピン滞在日数が年間180日以下の場合、フィリピン源泉所得は25%の税率で課税がなされる。ただし、フィリピン滞在日数が年間180日以下であっても、フィリピンにおいて取引又は事業に従事している場合には、フィリピン源泉所得に対して上記の表に従った税率で課税がなされる。

地域本部、地域運営本部、オフショア・バンキング・ユニット、石油開発関連企業（以



最終更新日：2019年1月28日

下「地域本部等」という。)の外国人従業員については、総所得の15%の税率が課税されるとされていたが、税制改革法 (TRAIN、共和国法10963号) により、2017年12月31日時点ですでに存在している地域本部等を除き、2018年1月1日以降は地域本部等の従業員に対する軽減税率の適用がなくなると定められた。ところが大統領は、既存の地域本部等に対する優遇税制を留保する旨の規定につき拒否権を行使したため、当該改正は有効にはなっていない。そして、2018年1月31日に発効した国税庁のTAX ADVISORYにおいて、2017年12月31日時点ですでに存在していた地域本部等の外国人従業員に対しても、軽減税率を適用せず、通常の所得税率が課されることが明確にされた。

その他、関連法令は下記のとおり

- 2008年7月6日から、法定最低賃金就労者を免税の対象とする法改正がなされた。
- 歳入規則 (RR) 第8-2012号により、小額手当 (デミニミス) のうち制服手当が年額4,000ペソから年額5,000ペソに引き上げられた。小額手当は個人所得税と付加給付税が非課税である。2012年1月から適用可能。
- 13ヶ月手当 (通常年末に支払われる基本給1ヶ月相当の手当) については控除の対象となるが、控除の上限は、税制改革法により、90,000ペソへと引き上げられた。

## 8. 不当留保金課税

不当留保金課税 (Improperly Accumulated Earnings Tax) とは、非上場のフィリピン国内企業 (内資、外資を問わず) を対象として、事業に合理的に必要な (reasonable needs of the business) とみなされる額を超えて不当に留保される課税所得 (improperly accumulated taxable income : IATI) に対して10%の税率で課されるものである。

IATIの算出方法は以下のとおり。

|                                   |       |         |
|-----------------------------------|-------|---------|
| 当年度課税所得 (例：2010年度)                |       | P xxx   |
| 加算：                               |       |         |
| (a)最終源泉税の対象となる収入                  | P xxx |         |
| (b)純営業損失繰越金 (NOLCO)               | xxx   |         |
| (c)非課税収入                          | xxx   |         |
| (d)粗利から除外された収入                    | xxx   |         |
|                                   |       | <hr/>   |
|                                   |       | P xxxxx |
| 控除：                               |       |         |
| 支払い法人税額                           | P xxx |         |
| 宣言/支払済み配当                         | xxx   |         |
|                                   |       | <hr/>   |
| 合計                                |       | xxx     |
| 加算：前年度までの利益剰余金<br>(例：2010年12月末時点) |       |         |

最終更新日：2019年1月28日

控除：認められる留保金

(例：2010年12月末時点の払込資本)

xxx

IATI

P xxxx

2011年8月17日に発行された歳入覚書回覧（RMC）第35-2011号において、BIRは事業に合理的に必要なである（reasonable needs of the business）という定義をより狭義のものとし、不当留保金課税に関する規則を厳格化した。本規則は、企業が株主に対して利益剰余金から配当を行うことを促すことを目的としている。

非課税での留保が認められる事業に合理的に必要な（reasonable needs of the business）とみなされる額が、実際に事業に必要な額には関係なく、払込資本（paid-up capital）の100%、またはその企業に拠出された株式の額面と定められた。実質的に、企業が非課税で留保できる剰余金に上限が設定された。さらに、払込資本の定義をより狭義のものとし、額面を超える資本（追加払込資本やプレミアム）は払込資本から除かれる。

これに従い、払込資本の100%またはその企業に拠出された株式の額面を超えるいかなる剰余金も、非課税での留保が認められなくなった。

## 9. 会計制度

(1) 財務諸表提出時の報告要件の追加（2010年11月25日付歳入規則（RR）第15-2010号）

BIRは、法人に対し確定申告時の財務諸表提出に加え、前年に支払った税額及び税務査察等の状況に関する詳細を報告要件として追加した。2002年の歳入規則（RR）第21-2002号においては、提出義務があるのは貸借対照表（balance sheet）、損益計算書（income statement）、利益剰余金計算書（statement of retained earnings）、株主持分変動計算書（statement of changes in financial position）と規定していたがそれを改正するとしたもの。

以下に今回報告が要求されることになった項目を挙げる。これらは財務諸表の注記として開示されることとされている。

- (ア) 課税年度におけるOutput VATの額および勘定科目、算出のベースとなった金額
- (イ) 課税年度におけるInput VATの額および以下の詳細
  - a. 期初における総額
  - b. 課税年度における国内での購入
  - c. 税額控除および還付請求またはその他の調整
  - d. 期末における総額
- (ウ) 支払済みまたは計上済みの輸入陸揚げコスト及び関税額

最終更新日：2019年1月28日

- (エ) 以下の品目について支払われたタバコ、酒類、自動車、鉱物、オイル、石油等の主な品目別の物品税額
  - a. 国内で製造された課税対象品目
  - b. 輸入された課税対象品目
- (オ) ローン、株式、その他の取引に関する印紙税額
- (カ) 固定資産税を含むその他の国税及び地方税額、免許料、許可料
- (キ) 以下に分類される源泉税額
  - a. 給与及びベネフィットに課される税
  - b. 控除可能源泉税
  - c. 最終源泉税
- (ク) 税務査察の対象年度及び対象税額。また、異議申立を行っているか否か
- (ケ) BIR外で係争中の税務訴訟の有無、及び対象税額

(2) 会計年度の変更に関するガイドライン（2011年3月7日付歳入規則（RR）第3-2011号）

会計年度の変更を行う際には、元の会計年度の最終日から新しい会計年度最終日までを範囲とする税務申告書をBIRに提出する必要がある。また、必要書類を新会計年度の開始日から60日以前に提出することが求められる。

(3) 財務報告書における退職給付基金の開示

2012年12月末以降決算の財務報告書において、退職給付基金についての開示が求められる（フィリピン証券取引委員会覚書回覧（SEC Memorandum Circular No.12-2012）第12号（2012年12月20日発効）。フィリピン財務報告基準（Philippine Financial Reporting Standard：PFRS）に則って財務報告書を作成している企業はSECにより発行されたガイドラインに従って退職給付基金につき開示する必要がある。

財務報告書において、開示が求められる項目は以下の通り。

- (ア) 退職給付基金が受託銀行（Trustee bank）または信託会社（Trust company）によって維持されているか、あるいは基金を維持する目的で設立された会社によって維持されているか、についての情報
- (イ) 基金の帳簿価額（Carrying value）および公正価値（Fair value）
- (ウ) 資産及び投資の構成と詳細
- (エ) ローン、投資、リース等の取引履歴及び取引額

最終更新日：2019年1月28日

- (オ) 行われた取引が重要性があると判断された場合、当該取引を承認した者についての詳細（報告企業との関係、経営陣との関係等）
- (カ) 重要性の判断には既存のSECから出された規定（SEC Memorandum Circular No.8、2009年発行）に基づく閾値を用いていること

また、基金が、証券投資を行っている場合は、以下の項目も開示が求められる。

- (ア) 証券種目ごとの投資額
- (イ) 株式投資の場合は議決権を行使できる者についての詳細（報告企業との関係、経営陣との関係等）
- (ウ) 証券種目ごとのGainまたはLoss

#### (4) 2013年度から適用開始となる改訂PAS19（従業員給付会計）

2013年1月1日以降開始事業年度より改訂PAS19（従業員給付）が適用開始となる。改訂PAS19における従業員給付会計のいくつかの変更点のうち未認識数理計算上の差異の処理方法について説明する。

従来は、未認識数理計算上の差異の処理方法として、以下の3つが認められていた。

- ・ コリドーアプローチ
- ・ 損益計上
- ・ その他包括利益（OCI）に計上

これらのうち、実務上はコリドーアプローチの採用が圧倒的に多い。コリドーアプローチとは、会計上の数理計算上の差異が上下一定範囲内でとどまっている間は費用処理を行わないとする方式である。一定範囲は、退職給付債務または年金資産のいずれか大きい方の10%で、その範囲を超えた場合に超過した部分については、従業員の予想平均残存勤務期間で損益として認識することが認められている（日本の会計基準では採用されていない）。

改訂PAS19においては、コリドーアプローチおよび損益計上が廃止され、上記3の「その他包括利益（OCI）への計上」のみ選択可能となる。主な留意点としては、数理差異の影響が即時に財務諸表に反映されるため、財務諸表の変動性が高まること、また、改訂PAS19は遡及適用が求められることが挙げられる。遡及適用により、財務諸表作成に際して過年度分の影響把握が必要となるため、外部年金数理人との連携が必須である。

## 10. 電子申告制度

電子申告・納税システム（Electronic Filing and Payment System: eFPS）は、政府官庁の手続きを迅速かつ便利にする方法として2001年に導入された。eFPSにより納税者は、ペーパーレスの納税申告を行うことができ、インターネットバンキングで自分

最終更新日：2019年1月28日

の銀行口座から引き落とす形で税金を納付することができる。eFPSは、インターネット接続のあるコンピューターを持つ納税者であれば、いつでもどこでも申告と納税が可能である。

2013年1月23日、BIRは、歳入規則（RR）第1-2013号を発行し、eFPSを通じて税金の還付申請をしたり納税したりすることが義務付けられる納税者として、電子送金通知（Electronic Tax Remittance Advice: eTRA）を利用する政府機関（National Government Agencies: NGAs）が追加された。

eFPSの使用が義務付けられているのは、次の納税者。

- (a) BIRに登録された大口納税者
- (b) BIRに登録された上位20,000の民間企業
- (c) BIRに登録された上位5,000の個人納税者
- (d) 政府官庁と契約することを希望する納税者
- (e) 払込資本金が1,000万ペソある企業
- (f) フィリピン経済区庁（PEZA）登録企業で経済特区に入居している企業
- (g) 源泉徴収付加価値税と営業税の送金に関与している政府官庁
- (h) 一般歳出法（国家予算）の定めるところにより予算管理省から年ごとに割り当てられる資金を使用することで納税義務が生じる政府機関

本歳入規則は、政府機関の税金の申告及び納付の手続きについて規定している。

## 1 1. 新様式税務申告書（2014年4月提出分より）

2014年1月24日に公布された歳入規則（RR）第2-2014号において、税務申告書様式が改定された。

フィリピンでは税務申告書は数年に一度、改定が行われている。今回の改訂では、税務申告書様式として、BIR書式1702-RT、BIR書式1702-EX、BIR書式1702-MXが定められた。通常の税率が適用される企業はBIR書式1702-RTを用い、税法および特別法により納税が免除され、他に課税される所得がない企業および政府が所有または支配する企業はBIR書式1702-EXを用い、所得の部分ごとに異なる税率または特別／優遇税率の適用を受ける会社は、BIR書式1702-MXを用いなければならない。本歳入規則は、2013年12月31日以降に終了する課税年度より適用されている。

2013年6月6日、BIRは、歳入規則（RR）第10-2008号及び第2-1998号を改正する歳入規則（RR）第11-2013号を発行した。本規則は、申告代理人としての資格のある従業員についての源泉税/還付金証明書（BIR書式2316）について規定したもの。

本規則は、代理人が税金の還付申請を行う場合で、雇用者によって申請された源泉税/還

最終更新日：2019年1月28日

付金証明書（BIR書式2316）が本来その従業員によって申請されるべきであった所得税還付の代理申請であるとみなされる場合、雇用主はそれぞれの従業員に対してはBIR書式2316の原本を備えさせ、BIRに対してはその写しを翌暦年の2月28日までに提出しなければならない。

2013年7月12日、BIRは、特定所得の支払いの税控除申請に関する歳入規則（RR）第2-1998号の2.58.5節を改正する歳入規則第12-2013号を発行した。本規則は、BIRによる監査調査（audit investigation）、再調査（reinvestigation）または再考察（reconsideration）に先立って控除額に相当する源泉税を支払っていない場合は、当該監査調査等の時点で不足源泉額を支払ったとしても総所得からの控除は認められないとした。

2014年9月8日、BIRは、歳入規則（RR）第6-2014号を発行した。本規則は、電子的な方法によらない申告・納税システム（Non-Electronic Filing and Payment System: Non-eFPS）で税金の還付を申請する者、特に公認税理士事務所、個人の税理士、主要部分、補足部分に関わらない領収書および請求書の公認印刷会社および1回限りの取引（One-Time Transaction: OneTT）の納税者に対し、電子歳入庁フォーム（Electronic Bureau of Internal Revenue Forms: eBIRForms）の使用を義務付けるもの。電子的な方法によらない申請者（Non-eFPS filers）は、今後、BIRのウェブサイトページ（www.bir.gov.ph）からオンラインでeBIRFormsで申請するか、eBIRFormsをプリントアウトしたものをBIRオフラインパッケージから入手し、紙ベースで申請するかのどちらかの方法を取る。2015年3月17日、歳入規則（RR）第5-2015号が発行され、電子的な方法での申告が義務づけられている者が、それを行わなかった場合に、申告当たり1000ペソの罰則を設けられた。また、同規則は、既存の規則に従わない方法で申告をした納税者に対して、税額の25%の民事的懲罰が課されると定めている。

2015年7月21日、BIRにより、歳入覚書回覧（RMC）第57-2015号が発行され、即日発効した。貸借対照表で有形資産が多く、運転資本（売掛金、在庫など）の少なくとも半分をしばしば占める納税者は、年次在庫リストに加えて、所定の書式での別表／リストを提出しなければならない。最初の申告として、歳入規則（RR）第V-1号の13条で定める内容にしたがって、2015年9月30日までに2014年12月31日までの在庫をカバーしたものを提出し、その後は、課税年度の終了から30日ごとのものを、課税年度終了から30日以内に提出しなければならない。

## 1 2. 政府発行債務証券の利息は課税対象

BIRは2012年11月7日に発行された歳入規則（RR）第14-2012号において、政府発行債務証券（government debt instruments and securities）から発生する利息は最終源泉税（Final Withholding Tax: FWT）の課税対象であるとした（2012年11月23日より発効）。政府発行債務証券とは主に国債（財務省短期証券

最終更新日：2019年1月28日

(T-bills)、財務省長期証券(T-bonds)、財務省中期証券(Treasury notes)を指す。最終源泉税の税率は以下のとおり。

- フィリピン国民(個人)、居住外国人(個人)、フィリピンで事業に従事する非居住外国人(個人)、内国法人、居住外国法人の場合、20%
- フィリピンで事業に従事しない非居住外国人(個人)の場合、25%
- 非居住外国法人の場合、30%

最終源泉税は証券の発行と同時に課され、印紙税も対象となる。

国債以外のその他の金融商品から発生する利息については以下のとおり。

銀行が発行する満期が5年を下らない長期預金や投資証券(investment certificates)は保有者が個人(居住者または非居住者)、居住外国人、フィリピンで事業に従事する非居住外国人の場合、非課税となる。

法律や規則に特段の定めのないその他の金融資産については、20%の控除可能源泉税(CWT)が課される。

カレンシーバンク預金(Currency bank deposit)、トラスト・ファンドから発生する利息に対し、以下の通り最終源泉税が課せられる。

- フィリピン国民(個人)、居住外国人(個人)、フィリピンで事業に従事する非居住外国人(個人)、内国法人、居住外国法人の場合、20%
- フィリピンで事業に従事しない非居住外国人(個人)の場合、25%
- 非居住外国法人の場合、30%。

外国通貨建て預金に課される最終源泉税は、保有者がフィリピン国民、居住外国人、内国法人、居住外国法人の場合、7.5%となる。ローンの場合は10%の最終源泉税の対象となる。

### 1 3. コンドミニアム管理費等はVAT、法人税課税対象

BIRは2012年10月31日に発行された歳入覚書回覧(RMC)第65-2012号において、コンドミニアム経営(管理)会社によりテナントから徴収される管理費(association due)、会費(membership fee)、その他費用(other assessments/charges)はVAT、法人税の課税対象であるとした。本規則発行前は、いずれも非課税。本規則は発行と同時に発効。

### 1 4. 移転価格ガイドラインの発行

2013年1月23日、歳入規則(RR)第2-2013号により、移転価格ガイドラインが発行された(2013年2月9日発効)。本ガイドラインにより、関連会社間のクロス・ボーダー取引と国内取引の双方に独立企業間価格(arms length price: 仮にその取

最終更新日：2019年1月28日

引が独立した企業間で行われたと仮定した場合の価格)が適用される。

本ガイドラインでは、独立企業間価格の原則を関連会社間の移転価格を決定するための最適な標準手法として採用している。つまり、仮に関連会社間での取引価格が、真の経済的価値を反映していない場合、BIRは、関連会社双方の課税所得額を調整し、追徴課税や罰金を課する権限を持つということになる。ガイドラインの主な要点は以下のとおり。

(1) ガイドラインはクロス・ボーダー取引と国内取引の双方に適用される

(2) 独立企業間価格の原則(ボーダー取引と国内取引)は以下の3ステップのアプローチに従う

ステップ1: 比較分析を行う。関連会社間取引と独立企業間取引を特に価格と利益の観点から比較する

ステップ2: テスト企業(test party)と適切な移転価格手法を特定する。テスト企業とは移転価格手法が最も高い信頼性を持って適用でき、最も信頼できる比較(comparable)が見つけれられる企業のことを指す。独立企業間価格の算定方法には独立価格比準法(CUP)、再販価格基準法(RPM)、原価基準法(CPM)、利益分割法(PSM)、取引単位営業利益法(TNMM)がある

ステップ3: 独立企業間価格を決定する。独立企業間価格は通常、最適な移転価格手法が決定され、その手法を関連会社間取引に適用して算出される

(3) クロス・ボーダー取引を行う納税者は、事前確認(APA)制度を活用することができる。APA制度は、移転価格課税リスクをあらかじめ低減するために、取引前に企業が用いる取引価格は独立企業間取引価格であるとBIRとの間で確認を得る制度である。APAの取得は義務ではないが、リスク低減のために取得しておくことが望ましい

(4) 納税者は移転価格の十分な関連文書を保管しておくことが求められる。文書の保管により、納税者自身が移転価格分析をサポートすることが可能となる。移転価格に関する文書は確定申告時にBIRに提出する必要はないが、BIRからのリクエストがあった場合には、直ちに提出することが求められる

(5) 本ガイドラインが発効する前に始められた取引に対しては、当該取引開始時点の法令等が適用される

## 15. 非上場株式公正価値算出方法の変更(株式譲渡などに影響)

BIRは、フィリピン株式市場に上場されていない株式の公正市場価値(Fair Market Value)の算出方法を変更した。(2013年4月11日付歳入規則(RR)第6-2013号)。

今回の規則により株式の価値を算出するにあたり、資産および負債の価値を決定する際、これらは簿価ではなく公正市場価値(Fair Market Value)に調整することが求められる。不動産の場合は、以下の3つの価格よりも高い価格で売却する必要



最終更新日：2019年1月28日

がある。

(1) BIRが定めた基準土地価格 (Zonal value)

(2) 不動産税を支払う際の基準となる土地の価格 (市町村役場の査定人による土地評価額)

(3) 最新の不動産鑑定士の土地評価レポートに記された土地の価格

今回の規則により、株式譲渡等の取引時に発生する税額に影響がある場合があるため、関連の取引がある場合には注意が必要。

## 16. 国税局による会計帳簿10年間の保持規則

BIRは会計帳簿および会計記録 (books of accounts and accounting records) の保持に関するガイドラインを発行した (2013年9月27日付歳入規則 (RR) 第17-2013号)。

規則の骨子は以下のとおり。

1. 一般的に納税者は、会計帳簿及び会計記録は BIR による税務査察を受ける可能性がある過去 3 年間は保持するべきである。BIR による 3 年間の税務査察を行う権限は、不正会計が判明した場合は、その不正の発見時点から 10 年間に延長される。また、BIR と納税者の双方が時効の延長に同意した場合も、査察が可能な期間は延長される。
2. 上記に関連し、係争中の税務査察がある場合は、その査察が終了するまで会計帳簿及び会計記録を保持する必要がある。
3. BIR は今回の規則により、すべての納税者に対し補助元帳 (subsidiary books) を含む会計帳簿及びその他の会計記録を 10 年間保持することを求めている。10 年間は、税務申告日の翌日からカウントする。申告期限を過ぎてから申告を行った場合はその申告日からカウントする。
4. その他の会計記録 (other accounting records) とは、請求書、領収書、パウチャー、税務申告書などの会計記録を証拠づける書類のことを指す。これらも同様に 10 年間の保持が求められる。
5. 会計監査を行った独立会計士は、納税者と同様に監査済財務報告書を 10 年間保持することが求められる。10 年間は、税務申告期限または実際の申告日のいずれか遅いほうからカウントされる。

今回の規則により、会計帳簿及び会計記録の保持期間は、従来の3年から10年間に延長された。

最終更新日：2019年1月28日

2013年11月28日、BIRは、歳入規則（RR）第12-1998号の一部の節を改正する歳入規則（RR）第18-2013号を発行した。本規則は、税額評価の欠陥の発表における適正な行政手続きのために必要な事項を定めたもの。改正内容は次の通り。

(a) 行政手続きの非公式協議の部分は削除された。

(b) 最近発見されたあるいは追加で提出する関係書類の提出期限60日間は、再調査のために要請があった場合にのみ適用される。再考察での要請または再評価での答弁の際に適用されるものではない。

(c) 予備評価通知、要請、最終評価通知および紛争中であった評価の最終決定の公式書面（行政サービスが実施されたときに納税者本人がいない場合の代理人の選択および必要条件を含む）および郵便でのサービスの追加的方法の導入。

(d) 特定の状況下における延滞利息の計算式

2014年7月30日、BIRは、会計帳簿およびその他の会計記録の保存について歳入規則（RR）第17-2013号を改正する歳入規則（RR）第5-2014号を発行した。本規則は、納税者に対し、補助簿およびその他の会計記録を含む会計帳簿類を、申告の期限日または実際に申告が行われた日のいずれか遅い日から起算して5年間、紙媒体で保存することを義務付けている。その後納税者は、会計帳簿、補助簿およびその他の会計記録の電子媒体を電子保管システムにより保存しなければならない。そしてその電子媒体は、それら会計帳簿類の紙媒体の画像を正確かつ完全に転写しなければならない。そして次の要件を満たすと同時に、索引を付し、格納し、保存し、検索し、再生する。

(a) 電子保管システムの整合性、正確性および信頼性を確保するための合理的な管理

(b) 電子的に記録された会計帳簿類を、承認を得ることなく変更し、削除し、劣化し、または創作することを見抜き、防止するための合理的な管理

(c) 電子保管システムの標準的な評価によって証明された検査・品質保証プログラム。このプログラムでは会計帳簿類の定期的な検査を行う。

(d) 索引による検索システム

(e) 会計帳簿類の判読可能で読みやすい紙媒体

## 1 7. 税制改革法（TRAIN、共和国法第10963号）

税制改革法（通称TRAIN (Tax Reform for Acceleration and Inclusion)）が、2017年7月24日に成立し、施行された。同法は、投資の促進、雇用の創出及び貧困の減少のために、ドゥテルテ政権により推進されてきたものであり、改正の目的として、①税率や課税標準の中に、インフレーションに十分に対応できていないものがあること、②過剰な免税や特別措置が存在していること、③銀行の秘密保護により、租税当局による執行等が阻害されていることを是正することが挙げられている。主な改正内容として、本文書で記載したもののほか、以下の点がある。

➤ フィリピンにおいて精製、製造又は輸入された全ての石油製品について、租税

最終更新日：2019年1月28日

の支払い対象であることを示す公的なマーク又は類似の技術による標識を付すことが求められるようになった。

- ▶ 商品及びサービスの輸出を行う納税義務者及び電子商取引業を行う納税義務者等は、領収書及びインボイスを電子的に発行することが求められるようになった。同制度は、税制改革法が有効になってから5年以内に、当該制度のためのシステムの設置後より実施されるとされている。また、施行細則が発せられる予定であるが、現時点（2019年1月1日現在）では、まだ施行細則は制定されていない。
- ▶ 商品及びサービスの輸出を行う納税義務者等は、BIRに対して、POSシステムを通じて、売上データを電子的に報告することが求められる。同制度は、税制改革法が有効になってから5年以内に、当該制度のためのシステムの設置後より実施されるとされている。また、施行細則が発せられる予定であるが、現時点（2019年1月1日現在）では、まだ施行細則は制定されていない。
- ▶